

物流効率化法の施行について

令和8年1月
林野庁
木材産業課

物流効率化法の概要

- 2024年度から、働き方改革の一環として、トラックドライバーに時間外労働の上限を適用。物流の効率化が急務。
- 2025年4月から「物流効率化法※」を一部施行。全ての荷主に対して、荷待ち・荷役時間の短縮、積載効率向上の努力義務を措置。本年8月に、特定荷主の指定基準等を定めた政令を公布。
- 2026年4月から、一定規模以上の荷主に対して、定期報告等の義務を導入。

※ 物資の流通の効率化に関する法律（令和6年5月15日公布）

1. 物流効率化法における荷主に対する規制措置

- 全ての荷主**（第一種荷主及び第二種荷主）に対し、①積載効率の向上、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮の努力義務を措置（2025年4月施行）。
- 一定規模以上の荷主**（特定荷主）に対し、①中長期計画の作成、②努力義務の遵守状況等の定期報告、③責任者（物流統括管理者）の選任の義務を措置（2026年4月施行）。

2. 荷主の区分

第一種荷主：運送事業者と
契約している事業者

第二種荷主：運送事業者との
契約はなく、受け取りや引渡し
のみ行う事業者

3. 努力義務の具体的な内容

	積載効率の向上	荷待ち時間の短縮	荷役等時間の短縮
取組の具体例	・余裕を持ったリードタイム設定 ・納入単位・回数の集約 等	・出荷・納品日時の分散 ・予約システムの導入 等	・荷捌き場の確保 ・出荷時を想定した荷積みの工夫 等

※ 第二種荷主であって、荷物の受け取り等の日時や時間帯等を指示できない場合、「荷役時間の短縮」のみ対象。

4. 特定荷主（義務の対象）の指定基準

特定荷主の指定基準 = 前年度の取扱貨物の合計重量※1、2、3が9万トン以上

※1 荷主事業者ごと（会社単位）に、第一種荷主、第二種荷主のそれぞれの立場で取り扱った貨物について算定。

※2 取扱貨物の重量は、貨物の受け取り、引き渡し分を合算して算定。

※3 第二種荷主であって、荷物の受け取り等の日時や時間帯等を指示できないものの重量を除く。

今後のスケジュール

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- 2024年11月27日 合同会議取りまとめを策定・公表
- 2025年1月～3月 荷主の判断基準（努力義務として取り組むべき措置）等、法律の施行①に向けた政省令の公布
- **2025年4月1日** **法律の施行①**
基本方針、荷主等の努力義務・判断基準 等
- **2025年8月** **法律の施行②の運用等を定めた政省令の公布**
2025年度中
特定荷主の指定に向け
取扱貨物重量を把握
- **2026年4月1日** **法律の施行②**
特定荷主の指定
中長期計画の提出・定期報告 等
- **2026年5月末（想定）** **特定荷主の届出～指定手続**
→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末（想定）** **中長期計画の提出** ※初年度のみを想定
2026年度～
定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測※
※省略できる場合あり（P.5参照）
- **2027年7月末（想定）** **定期報告の提出**

物流効率化法への対応のフロー図

■ 全ての荷主等 ■ 特定荷主

努力義務への対応

- ・運送委託／貨物受渡しのパターンを把握 →自社が改正物効法上のどの荷主に該当するかを把握
- ・各施設／運行における努力義務の取組状況を整理
- ・物流改善に向けた責任者等の体制を構築し、取組を行う

取扱貨物重量の把握

- ・事業者（法人番号）ごとに、第一種荷主、第二種荷主としての年度の取扱貨物重量をそれぞれ算定

特定荷主の指定の届出

- ・第一種荷主、第二種荷主のいずれかとして前年度の取扱貨物重量が9万トンを超える場合は、荷主事業所管省庁等に届出を行い、特定荷主の指定を受ける（5月末〆・初回のみ）

物流統括管理者の選任

- ・特定荷主の指定を受けた後、物流統括管理者を選任し、届出を行う（特定荷主の指定後すみやかに）

中長期計画の策定

- ・運送委託／貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末〆）

定期報告の提出

- ・努力義務の取組状況や荷待ち時間等を把握とともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を見える化し、関係者の連携を促す（2027年7月末〆・以降毎年度7月末〆）

評価・公表

- ・定期報告や希望する荷主の報告を評価し、優良事業者を公表（2027年度以降）

※ 特定荷主が行う必要のある手続きは、原則として届出システムによりオンラインで行う予定。システムの取扱いについては、準備でき次第公表。

努力義務への対応

■ 努力義務への対応としては、業種や現地の実態等に応じて、以下の取組を実施することなどが考えられる。

積載効率の向上	荷待ち時間の短縮	荷役等時間の短縮
<p>＜第一種荷主＞</p> <ul style="list-style-type: none">既に適切なリードタイムの確保、生産状況に応じた運送事業者の手配により、高い積載率を維持。くわえて、以下の取組により積載効率の向上に努める。 -丸太については、林道走行などの状況を踏まえ、必要に応じて中間土場を設置し、大型トラックの使用を可能とする。 (第二種荷主も同様) -木材製品については、複数の搬送先の貨物を合積み。 <p>＜第二種荷主＞</p> <ul style="list-style-type: none">第一種荷主からの出荷時期に関する相談等に対し、柔軟に対応。	<p>＜第一種荷主＞</p> <ul style="list-style-type: none">複数車両の集荷時刻が重ならないよう配車時間を調整。荷役作業中の車両が集中して荷待ち時間が生じることがないよう、十分な荷役入ペースを確保。(第二種荷主も同様) <p>＜第二種荷主＞</p> <ul style="list-style-type: none">基本的に受渡し時間の指定はされていない。受渡しの予定が分かった時点で、可能な範囲で他の受渡しと時刻が重ならないよう調整。	<p>＜第一種荷主＞</p> <p>＜第二種荷主＞</p> <ul style="list-style-type: none">既に重機による積卸しや荷役作業員の適切な配置、荷捌き場の確保、により荷役時間を短縮。くわえて、以下の取組により荷役時間の短縮に努める。 -出荷先や、出荷時の荷姿を想定して木材を配置。 -安全で効率的な積み卸しが可能となるように木材の置き方を工夫。 -積卸し場所の位置や木材の規格等の情報を事前に運送事業者へ提供。 -丸太の計測は、自動選別機(丸太の寸法等を自動計測する機械)を活用。

※ 第6回農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース(R7.3.10)における全国木材組合連合会資料から抜粋

特定荷主の指定・義務に関する主なポイント

<重量の算定方法>

取扱貨物の重量の主な算定方法は以下のとおり。

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額 等

- ・②の「**単位数量当たりの重量**」、③の「**容積を当該対象貨物の重量に換算**」、④の「**平均積載量**」、⑤の「**単位重量当たりの額**」については、事業者においてサンプル調査を行い設定することが可能。
- ・③の「**容積を当該対象貨物の重量に換算**」について、例えば、 $1\text{ m}^3 = 280\text{kg}$ として換算することが可能。

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) 実施**時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準※の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※ 努力義務として取り組むべき措置について国が策定したもの。

<荷待ち時間の報告省略>

以下の場合には、荷待ち時間等の報告を省略することが可能。

- ① 荷待ち時間等が1時間未満の場合
- ② 業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合※

※重量物を扱うことから、安全確認等のため時間を要する場合など。

例えば、**重量物かつ長大でクレーンでの吊り上げ等により積卸しする必要があり、荷役時間を短縮することは技術革新がない限り難しい場合**などで、原木の運搬はこれに該当する。

(参考) 「ポータルサイト」について

物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>



「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

物流の持続的な成長を図るため
物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、
物流の持続的成長を図るため、
荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。
すべての荷主・物流事業者に、
物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。
また、一定規模以上の特定事業者に対し、
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。
趣旨をご理解いただき、
物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#)

CHECK! 5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント

すべての物流効率化法対象事業者の対応 (2025年度施行内容)

荷主（発荷主・着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの「本部」）、貨物自動車運送事業者等、貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）のそれぞれにおいて、上記の取組1～3までのうち、講ずべき措置内容が定められています。
物流に関するご自身の立場からご確認ください。

すべての荷主の対応 →

すべての連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの「本部」）の対応 →

すべての貨物自動車運送事業者等の対応 →

すべての貨物自動車関連事業者の対応 →